

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】上下水道課工務係

個人情報ファイルの名称	水道施設台帳管理システム	
行政機関の名称	下田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	給水申込並び給水装置工事承認申請書の検索	
記録項目	1 所有者情報（カナ氏名、氏名、郵便番号、住所） 2 使用者情報（カナ氏名、氏名、郵便番号、住所） 3 電話番号 4 給水配管図、量水器口径	
記録範囲	給水装置申請者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 3 月 14 日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】上下水道課工務係

個人情報ファイルの名称	受託簿	
行政機関の名称	下田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	給水申請関係書類の台帳へのバックアップ	
記録項目	1 所有者情報（カナ氏名、氏名、郵便番号、住所） 2 使用者情報（カナ氏名、氏名、郵便番号、住所） 3 電話番号 4 給水配管図、量水器口径	
記録範囲	給水装置申請者及び指定給水装置工事店	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目5番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和4年3月18日

下田市個人情報ファイル簿

【課名・係名】上下水道課工務係

個人情報ファイルの名称	量水器取替業務	
行政機関の名称	下田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	上下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	取替量水器の検索	
記録項目	1 所有者（氏名・住所） 2 量水器口径	
記録範囲	水道使用者	
記録情報の収集方法	水道料金システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 下田市総務課	
	(所在地) 静岡県下田市東本郷一丁目 5 番 18 号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 3 月 18 日